

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、経営理念として「美味しいものをより楽しく、より健康に、より安く」を掲げております。当社グループの事業を通じて、お客様に安心で安全な「食」、居心地の良い「場」を提供するとともに、株主の皆様、従業員、取引先等、すべてのステークホルダーの利益を最大限に高めることを目指しております。その実現のためには、コーポレート・ガバナンスの確立を重要課題と考えており、法令遵守のもと、経営の健全性・効率性及び透明性を確保すべく、最適な経営管理体制の構築に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実行しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社HUMO	2,886,000	33.51
佐藤 裕久	1,906,900	22.14
BBH/SUMITOMO MITSUI TRUST BANK, LIMITED (LONDON BRANCH)/SMTTIL/JAPAN SMALL /CAP FUND CLT AC	196,100	2.28
麒麟麦酒株式会社	188,000	2.18
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	162,400	1.89
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	152,600	1.77
中島邦子	152,200	1.77
安藤文豪	101,300	1.18
CITIBANK (SWITZERLAND)AG	75,000	0.87
BNYMSANV RE BNYMSANVDUB RE YUKI ASIA	61,400	0.71

支配株主(親会社を除く)の有無	佐藤 裕久
-----------------	-------

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

・株式会社HUMOは、当社代表取締役社長である佐藤 裕久の資産管理を目的として設立された会社であります。佐藤 裕久が全株式を保有しており、また、佐藤 裕久が役員に就任しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	7 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満

直前事業年度における(連結)売上高 更新	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、支配株主との間取引が発生する場合には、当社との関連を有さない第三者との取引における通常の一般取引と同様の条件であることを前提として判断する方針であり、少数株主の権利を保護するよう努めております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
谷間 真	他の会社の出身者											○

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
谷間 真	○	_____	公認会計士として財務・会計の専門的な知識や経験があり、また、取締役や監査役の経歴もあり、幅広い知識や見識を有していることから、当社の事業運営に関して、公正・中立的な意見や助言をいただけると判断いたしました。 また、同氏は、東京証券取引所が定める上場規程に規定する独立役員としての要件に基づき、一般株主と利益相反取引が生じるおそれのない社外取締役としての独立性を確保されており、一般株主の利益保護を配慮した観点での発言や行動が期待できると判断したためです。また、独立役員として、指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	—	—	—	—	—	—	—	—
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	3	0	1	1	0	1	社内取締役

補足説明

- ・当社は、役員報酬等に関する公正性・妥当性について審議し、経営の透明性の確保及び説明責任の向上を図るため、取締役会の諮問機関として、報酬委員会を設置しております。
- ・報酬委員会は、当社及び子会社の役員報酬等に関する事項について審議し、取締役会に対して意見具申を行っております。
- ・委員は、取締役社長、社外取締役及び社外監査役で構成され、独立性及び中立性を確保するために、委員の過半数を社外役員から選任しております。
- ・報酬委員会の事務局は総務人事部に設置し、適時委員会を開催しております。
- ・取締役会は、報酬委員会の意見具申を受けて、適格性を判断の上、役員報酬に関する事項について決定することとしております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、かがやき監査法人を独立監査人として金融商品取引法に基づく連結財務諸表及び財務諸表に関する書類の監査を受けております。また、同監査法人を会社法に基づく会計監査人として選任しており、監査を受けております。

また、内部監査室を設置し、専任のスタッフを充て、内部監査担当部門として、同室が社内各部署に対し、定期的に事業活動の適法性、適正性、課題の抽出、改善策の実施状況等を検証し、オブザーバーとして監査役会にも出席をし、その監査の結果ならびに見解を代表取締役へ直接報告しております。

尚、監査役会、会計監査人及び内部監査室との連絡及び情報交換の体制については、三様監査連絡会を開催し、監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
青木 巖	他の会社の出身者													○
佐藤 亨樹	他の会社の出身者													○

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
青木 巖		――	上場企業の経営に携わり、経営に関する豊富な経験と幅広い見識、情報を兼ね備えており、当社の財務及び会計に関する助言を頂戴することにより、経営判断に対する牽制及び財務体制の強化を図るため、その専門知識を当社の監査体制強化に活かしていただけると判断いたしました。
佐藤 亨樹		――	上場企業の経営に携わり、経営に関する豊富な経験と幅広い見識、情報を兼ね備えており、当社の事業戦略に関する助言を頂戴することにより、経営判断に対する牽制及び強化を図るため、その専門知識を当社の監査体制強化に活かしていただけると判断いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、取締役7名(うち社外取締役1名)、監査役3名(うち社外監査役2名)の体制であります。社外取締役及び社外監査役は、監督機能の強化または監査役の監査機能の強化のため、当社にとって重要な位置付けであります。社外取締役は、議決権を有する取締役会の一員として、審査及び決議に参加することで、取締役会としての監督機能の向上に努めております。

当社は、社外取締役及び社外監査役の独立性に関する具体的な基準は定めていないものの、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を勘案したうえで、コーポレート・ガバナンスの充実・向上に資する者を選任することとしております。社外取締役は、当社と特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じる恐れのないことから、独立役員として指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入、その他
---------------------------	--------------------

該当項目に関する補足説明

当社の業績及び企業価値向上への貢献意欲や士気を高める事を目的として、ストックオプション制度及び譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の執行役、子会社の従業員
-----------------	---

該当項目に関する補足説明

当社グループの取締役及び従業員に対し、当社グループの業績及び企業価値向上への貢献意欲や士気を高める事、また、監査役に対し、適正な監査に対する意思を高めることにより健全な経営と社会的信頼の向上を図る事を目的として付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬額の総額が1億円以上の者が存在しないため、報酬の個別開示は実施しておりません。取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等については、株主総会で決定された報酬限度額の範囲内で、個々の各取締役の職責及び実績等を勘案の上、報酬委員会で検討し、取締役会にて決定しております。

また、監査役の報酬については、株主総会で決定された報酬限度額の範囲内で監査役会で協議の上、決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役へのサポートにつきましては、経営管理部で行い、社外監査役へのサポートにつきましては、内部監査室及び総務人事部で行っております。

取締役会の資料は、原則として事前に配布し、社外取締役及び社外監査役が十分な検討をする時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 業務執行について

当社は、取締役会において経営ならびに業務執行にかかわる意志決定を行っております。取締役会は、7名の取締役より構成されており、毎月1回の開催を原則としております。開催にあたって、上記取締役7名のほか、監査役3名も出席しております。また、予算案、事業計画案、損益報告、その他の重要事項について審議し、経営上の意志決定、業務執行に関わる重要な事項については取締役会の決議を行い、また重要な会議体において懸案事項がある場合、随時検討し必要に応じて取締役会に議案を上程しております。

なお、現在当社は東京証券取引所の上場規則に定める独立役員を1名確保しております。当社といたしましては、現在の社外取締役1名と社外監査役2名体制により外部からの経営の監視機能という面でガバナンス機能を十分発揮できる体制が整っていると考えますが、上場会社として株主の利益保護の観点から、より独立した立場からの監督機能を確保することが重要であるとの認識の下、一層のガバナンス強化を図る目的で独立役員を確保しております。

主たる会議体等の概要につきましては、以下のとおりであります。

<取締役会>

当社の取締役会は、取締役7名(うち社外取締役1名)で構成されており、月1回の定時取締役会その他、必要に応じて臨時取締役会を開催することで迅速な経営の意思決定を行っております。取締役会は法令で定められた事項及び経営上の重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行状況を監督しております。また、監査役も出席し、適宜意見を述べることで経営に関する適正な牽制機能が果たされております。

<監査役会>

当社の監査役会は、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成されており、月1回の定時監査役会を開催しております。監査役は、取締役会及び必要に応じてその他社内的重要な会議に出席し、具体的な意見を具申するとともに、リスクマネジメント、コンプライアンスを監視できる体制をとっております。

なお、当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名を選任しております。

<執行役員制度>

当社は、業務執行機能の強化を図るため、執行役員制度を導入しております。執行役員は、取締役会によって選任され、取締役会の決議によって定められた分担に従い、業務執行を行っております。執行役員は5名で、任期は2年となっております。

<グループ経営会議>

当社グループでは、取締役会で決定した経営基本方針に基づき経営に関する重要な事項を協議するため、取締役及び子会社役員を中心としたグループ経営会議を開催しております。原則として月1回開催する他、必要に応じて臨時開催し、迅速かつ適切に対応しております。

2. 監査・監督について

(1) 監査役監査について

当社は、会社法に基づく監査役会を設置しており、株主の付託を受けた独立の機関として、取締役の業務執行を監査しております。また、常勤監査役は各取締役と定例会合を持ち、社内の重要な会議体等の状況に対し、多角的な視点から取締役の業務執行を監査するとともに定款・法令等の遵守状況について厳格に監査しております。なお、内部監査室及び会計監査人とも相互の情報交換・意見交換を行う等の連携を密にし、監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

(2) 会計監査について

当社は、かがやき監査法人を独立監査人として金融商品取引法に基づく連結財務諸表及び財務諸表に関する書類の監査を受けております。また、同監査法人を会社法に基づく会計監査人として選任しており、監査を受けております。なお、会計監査業務を執行する公認会計士は、上田勝久氏及び森琢磨氏であり、会計監査業務にかかる補助者は、公認会計士5名となっております。

(3) 内部監査について

当社の内部監査につきましては、代表取締役社長直轄として独立した内部監査室(人員2名)により、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態を調査し、取締役及び使用人の職務の執行が、法令、定款及び社内規程等に適合し、かつ、効率的に行われていることを確認しております。監査の結果については、代表取締役社長に報告するとともに、改善指示とその後の状況について調査することにより、内部監査の実効性を確保しております。

3. 取締役及び監査役の指名について

当社は、株主総会における取締役及び監査役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

4. 報酬決定等の機能について

取締役の報酬決定については、株主総会において決議された総額内にて、経営にかかわる技能・知識・経験等の適正及び業績に対する貢献度等を総合的に鑑み、妥当であると考えられる金額を報酬委員会で検討し取締役会で決定しております。監査役の報酬決定については、株主総会において決議された総額内にて、監査役会において協議し、決定しております。

会計監査人の報酬決定については、妥当であると考えられる金額を監査役会の同意を得て取締役会で決議しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社グループは、経営理念として「美味しいものをより楽しく、より健康に、より安く」を掲げております。当社グループの事業を通じて、お客様に安心で安全な「食」、居心地の良い「場」を提供するとともに、株主の皆様、従業員、取引先等、すべてのステークホルダーの利益を最大限に高めるとを目指しております。その実現のためには、コーポレート・ガバナンスの確立を重要課題と考えており、法令遵守のもと、経営の健全性・効率性

及び透明性を確保すべく、最適な経営管理体制の構築に努めております。

当社の取締役会は、取締役7名(うち社外取締役1名)で構成されており、月1回の定時取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催することで迅速な経営の意思決定を行っております。取締役会は法令で定められた事項及び経営上の重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行状況を監督しております。また、監査役も出席し、適宜意見を述べることで経営に関する適正な牽制機能が果たされており、当社のコーポレート・ガバナンスのあり方については最適であると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算月は7月であり、集中日を避けた日程設定が可能となります。
電磁的方法による議決権の行使	より多くの株主が議決権を行使できるように、パソコン及び携帯電話によるインターネットを通じた議決権の行使を検討しております。
その他	当社ウェブサイト招集通知等を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの定期的な説明会を積極的に開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算及び年度決算終了後にアナリスト・機関投資家説明会の開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社コーポレートサイトにIR情報ページを設け、決算短信、有価証券報告書、四半期報告書その他開示資料を適時掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	特に規程は作成しておりませんが、コーポレート・ガバナンスの一環として、その基本的考え方として多様なステークホルダーの利益バランスを考慮した経営を行うことを謳っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主様、お客様、従業員等のステークホルダーに対して、適時適切に情報を開示することが上場企業の責務であると認識しております。そのため、コーポレートサイト等を利用し、迅速・正確かつ公平に会社情報の開示しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(内部統制システムに関する基本的な考え方)

当社は、業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性、法令等の遵守、資産の保全の4つの目的を達成するために「内部統制基本方針」を定め、内部統制システムの整備・運用を推進し、リスクマネジメントを行っております。

(内部統制システムの整備の状況)

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、取締役及び使用人が法令及び定款に適合する職務を遂行するために、当社グループにおける行動規範を制定し、法令遵守はもちろんのこと、当社グループにおけるコンプライアンスに対する意識の向上に努めるものとする。

代表取締役直轄の内部監査室を設置し、内部統制の監査を行い、コンプライアンス体制の調査、法令及び定款上の問題の有無を調査し、取締役会等においてこれを報告するものとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、「文書管理規程」に基づき、文書化または電磁的媒体に記録し、整理及び保存する。その他の社内規程の定めるところに従い、定められた期間適切に保存するとともに、必要に応じて取締役及び監査役等が閲覧できるものとする。

3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

企業活動の中で生じるリスクについては、リスク管理担当としてリスク管理委員会を設置し、企業グループ全体のリスクを網羅的に把握し、統括して管理するものとする。

また、内部監査室は各業務執行部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取り締役及び監査役に報告するものとする。

不測の事態が発生したときは、代表取締役を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、顧問弁護士等を含む外部アドバイザリーチームを組織し、迅速な対応をとるとともに、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整えるものとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行を効率的に行うために、取締役会を毎月1回定時に開催する他、適宜、臨時に開催できるものとする。取締役の職務の執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」において、意思決定ルールを明確化し、適正かつ効率的に行われる体制を構築するものとする。

5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及びその子会社における内部統制の構築を目指し、当社の内部監査室が当社及び子会社の内部監査を実施し、その結果を当社グループの責任者に報告するとともに、必要に応じて内部統制の改善策の指導及び助言を行う体制を構築するものとする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項(その使用人の取締役からの独立性及び監査役からの指示の実効性の確保に関する事項を含む)

現在、当社においては、監査役の職務を補助すべき使用人は設置していないが、監査役の監査の実効性を確保するため、監査役が求めた場合は監査役の職務を補助する使用人を設置するものとする。監査役の職務を補助する使用人は、監査役の指揮命令に従って、監査役業務全体を補助するものとし、これに必要な知識及び能力を有する者を選任するものとする。また、監査役は、監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役から何ら指示を受けない立場としてこれを遂行しなければならないものとする。

7. 取締役及び使用人並びに子会社の取締役や監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

当社グループの取締役または使用人は、監査役に対して法令の事項に加え、重要会議の日程、会議事項の報告、当社の業務または業績に重要な影響を及ぼす事項、その他監査役が必要と認める事項を速やかに報告するものとする。また、内部監査室は、監査役に対して内部監査計画を明示するとともに、内部監査実施状況等については速やかに報告するものとする。

8. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの取締役または使用人が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを禁止するものとする。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役からその業務に係る費用の前払等の請求があった場合は、経営管理部において精査の上、その支払いが不適当である場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、何時でも取締役及び使用人に対して報告を求めることができ、また、取締役会のみならず必要に応じて当社グループにおけるすべての会議に出席できるものとする。その他、代表取締役、取締役、執行役員、内部監査人及び会計監査人と必要に応じて意見交換を実施できるものとする。また、当社グループの必要な報告が適時に監査役会に報告される体制を構築し、監査役の監査の実効性をより高める。

11. 会社に係る財務報告の適正性を確保するために必要な体制

当社は、当社グループの財務報告の信頼性と適正性の確保を目的として、財務報告に係る内部統制の構築を行うものとする。

また、財務報告に係る内部統制、金融商品取引法及びその他の関係法令等との適合性を確保するため、財務報告に係る内部統制の有効性に関する評価を実施し、必要な是正を行うものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方)

当社及び子会社(関係会社含む)は、反社会的勢力・団体・個人とは、一切係わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針として反社会的勢力との関係排除に取り組んでおります。

(反社会的勢力排除に向けた整備状況)

(a) 社内規程の整備状況

当社は、反社会的勢力排除に向けて、「コンプライアンス規程」を制定し、反社会的勢力との一切の接触を禁止しております。

(b) 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

当社及び子会社(関係会社含む)の対応統括部署を当社の総務人事部とし、事案により関係部署、社外関係先(警察署、顧問弁護士等)と協議し、組織的に対応することとしております。また、取締役 総務人事部長を不当要求防止責任者として、反社会的勢力からの不当要求に組織的に対応できる体制を構築しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(適時開示体制の整備に向けた取り組み)

当社は、経営の透明性や公正性を保ち、迅速かつ適切な情報開示を行うことを経営における重要な義務であることを認識し、金融商品取引法等の関係法令及び上場証券取引所規則に基づき、投資判断に重要な影響を与える会社情報を適時適切に開示することを基本方針としております。

(適時開示の責任者及び担当部署の整備)

当社グループの会社情報(決定事実・決算情報・発生事実)については、執行役員 経営管理部長が情報開示責任者として管理し、情報開示担当部署を経営管理部としております。

(全社的な対応整備及び適時開示手続の整備)

当社は、会社情報の適時・適切な開示を実施するため、「内部情報等の管理に関する規程」を制定し、役員はもとより全従業員に会社情報管理ルール周知徹底を図っております。

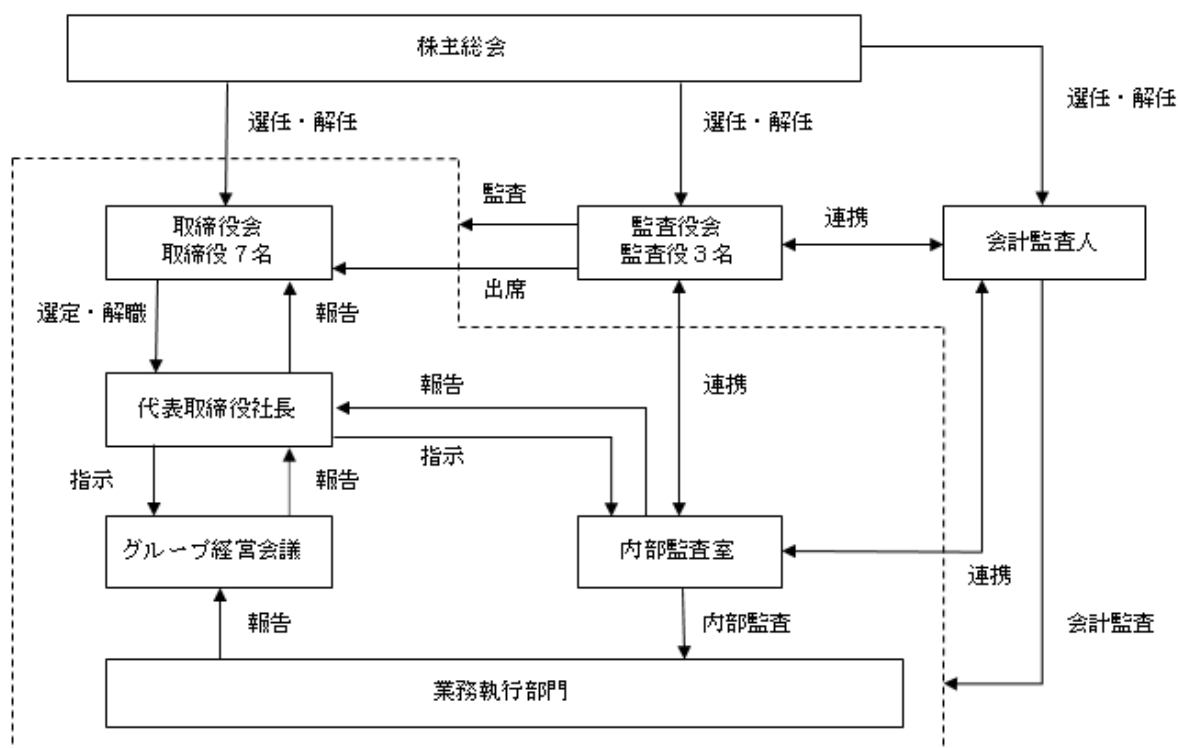
また、上場後においては、重要事実が決定された場合または発生した場合には、関連部署からの情報を集約・確認・管理し、代表取締役及び情報開示責任者の判断により、迅速に適時開示を行います。

(適時開示体制の充実のための今後の計画)

金融商品取引法及び有価証券上場規程等に基づく適時・適切な会社情報の開示は、上場会社としての責務であり、上場後は適時・適切な情報開示が行われるようにディスクロージャー体制を構築しております。今後につきましても、経営管理部が主体となり、さらなる体制強化に取り組んでまいります。

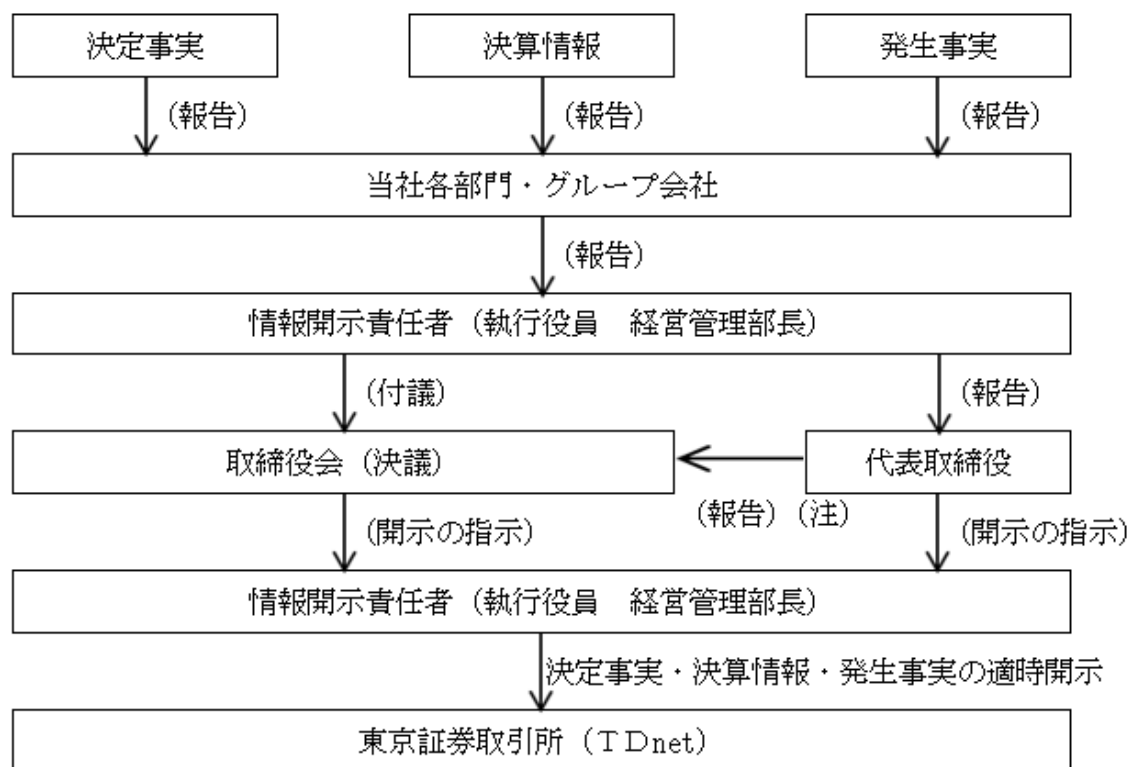
【模式図（参考資料）】

当社におけるコーポレート・ガバナンスの模式図は以下のとおりです。



【適時開示体制の概要（模式図）】

当社における適時開示体制の概要の模式図は以下のとおりです。



(開示後、当社ホームページのIRサイトにも速やかに公開)

(注) 緊急の場合は、情報開示責任者の判断で開示後、取締役会にて報告

